

平成 24 年 2 月 6 日
組 合 事 務 局

配管工技能講習会受講案内ホームページ公表の件

組 合 員 各 位

標記の件につきまして本日、日本水道協会ホームページで公開されました。1月23日事務連絡でご案内しました通り、受講の応募が多いので、申込書をダウンロードし早めに申込み下さいますようお願い致します。

- ・ 配管工技能講習案内ホームページ` <http://www.jwwa.or.jp/haikan/>
- ・ 平成 23 年 10 月 27 日開催の水道技術講習会で配水管技能者の位置づけを次のように説明されていますので、受講・登録をされていない水道施設施工業者におかれましては 24 年度の講習会を受講されますようにご案内いたします。

(以下、水道技術講習会テキスト記載内容)

2) 仕様書等における配水管技能者の位置づけ

○特記仕様書「配管技能者」第2条の2において

【請負者は、社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰを終了し、配水管技能者登録を有する者（以下「登録者」という。）をこの工事の配管技能者として優先的に配置すること。ただし、登録者を有しない場合は、この限りではない。】としている。

今後は、

幹線管路等耐震管整備事業を行うにあたっては、耐震管に精通した配管技能者の配置が必須条件と考えている。

※常駐化の方針として、ダクタイトイル管については、H25年度を目標